

# 買受適格証明願

令和 年 月 日

岐阜市農業委員会 会長 様

<出願人>

住所

氏名

下記のとおり農地法第3条第1項の適用を受ける土地の競売に参加したいので競落人となった場合には、同法同条の許可を得られるものであることを証明願います。

## 記

### 1 出願人の氏名等

氏名	年齢	職業	住所

### 2 競売を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料 等の額(円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又 は名称 〔現所有者が登記 簿と異なる場合〕	所有権以外の使用収益権が設 定されている場合	
	登記簿	現況				権利の 種類、内容	権利者の氏名又 は名称

### 3 競売を希望する事由の詳細

--

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号および第4号関係>

1-1 出願人又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
所有地	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
所有地以外の土地	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 出願人又は又はその世帯員等の機械の所有の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田			畑			樹園地		採草地
作付(予定)作物									
権利取得後の面積(m <sup>2</sup> )									

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類							
		確保しているもの	所有 リース					
導入予定のもの	所有 リース 〔資金繰りについて〕							

1-3 農作業に従事する者

(1) 出願人が個人である場合には、その者又はその世帯員等の農作業経験および農作業への従事状況

農作業に従事している者の氏名		年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業経験の状況	農作業従事日数	備考
世帯員等						日	
						日	
						日	
						日	
常時雇用労働力		人数		人		日	
臨時雇用労働力		年間延人数		人		日	

(2) 住所地、拠点となる場所等から競売を受けようとする土地までの平均距離又は時間

<農地法第3条第2項第2号関係> (出願人が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

3 出願人又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計  
(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = (㎡)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計  
(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (㎡)

4 出願人又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、4を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。  
(「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積であり、岐阜市では30aと定めています。)
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第7号関係>

5 周辺地域との関係

出願人又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)